

まつながるカラコロ広場事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松永駅周辺のにぎわい再生に向けて、市が市民、地域団体、大学及び事業者などの多様な主体と連携し、松永駅北口（以下「駅北口」という。）周辺の空間利活用を行う「まつながるカラコロ広場事業」（以下「本事業」という。）の実施により、駅北口周辺における市民の日常的な交流や地域のにぎわいを促進することを目的とする。

（事業内容）

第2条 本事業は、前条の目的を達成するため、第5条に規定する土地を活用し、多様な主体が集える公共広場（以下「広場」という。）として、実施期間を定め実施するものである。

2 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）広場の管理・運営
- （2）駅北口周辺の活性化に資する事業
- （3）その他特に市長が必要と認める事業

（事業の主体）

第3条 本事業は、市が実施する。ただし、第1条の目的を達成するため、特定の団体等が広場を使用し実施する場合は、別に定めるところにより、広場を使用させることができる。

（行為の禁止）

第4条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 法令等で禁止され、又は法令等に抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治及び宗教活動等に使用されるおそれがあるもの
- (4) 騒音、臭気等近隣の迷惑となるおそれがあるもの
- (5) 暴力団（福山市暴力団排除条例（平成24年福山市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあるもの
- (6) その他使用を制限することが必要であると認められるもの

（実施場所）

第5条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 まつながるカラコロ広場

位 置 ①福山市今津町字宮下 9 番 1 0

②福山市今津町字宮下 9 番 2 7

合計地積 3 6 3 . 5 6 m²

(実施期間)

第 6 条 本事業の実施期間は、2 0 2 6 年(令和 8 年) 1 月 1 日から 2 0 2 6 年(令和 8 年) 1 2 月 3 1 日までとする。

2 必要に応じて実施期間の見直しを行うことができる。

(その他)

第 7 条 本要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026 年(令和 8 年) 1 月 1 日から施行する。